後土御門天皇の月次連句文芸御会と公家

小森崇弘

【はじめに】

後土御門天皇（在位期間：寛正五年～明応九年（一四六四～一五〇〇））は、連歌やその変形である和漢聯句、漢連句（以降、総称して連句文芸と呼ぶ）を愛好し、特に応仁・文明の乱後、とり憑かれたように熱中した。禁裏においては、公家やそれに連なる遁世者ばかりでなく禅僧も連衆に加わり、複数の月次御会が並行して継続され、法楽千句や臨時の御会も数多く開催された。記録類をたどってみると、応仁・文明の乱勃発から崩御までの三十三年間で、禁裏において一五〇〇回程の連句文芸が開催されているが、[1]これほどまでの連句文芸御会の隆盛は、前代までには確認できない事象である。[2]

連歌を中心とした連句文芸は、「付け合い」を基礎にして「一座」をなして共同製作を行なう極めて中世的な性格が濃厚な文芸である。この文芸が三十三年間の長きにわたって禁裏で天皇を中心に盛んに催された意味は大きいはずである。しかし、後土御門天皇の連句文芸活動の歴史学分野からの分析は、ほとんどなされていないといっても過言ではない。[3]

戦国期の朝廷に関しては、酒井信彦が、朝儀再興運動が挫折する一方で〝御祝〟などの〝内むき〟の世俗的行事や新しい年中行事が戦国期に確立することを積極的に評価し、近世の朝廷との連続性を指摘している。[4]一方で、戦国期天皇の政治的衰微を主張する永原慶二は、戦国期の禁裏においては、伝統的な「表」の空間には予定される行事がなく、天皇は宗教行事・文化的遊楽に時間を割いたとし、考察の対象としていない。[5]また、朝儀再興の難航や改元手続きなどの簡略化を明らかにし、戦国期に整備された禁裏小番の実態を分析した池享も、結論として永原と同様に天皇制の衰微を主張したが、文芸活動の分析はしていない。[6]たしかに、文芸活動自体は、遊興的要素を含むものであり、政治的動向との関与を明示する史料がない限り、その関係性を説くことは非常に難しい。しかし、戦国期の禁裏にあっては、天皇が連句文芸を開催すること自体が大きな意味をもっていた可能性が高い。公家衆が四散し「在国」が多くなり、禁裏小番にも「不参」「番代」が目立つ中で、連句文芸御会が参内の重要な契機となっていた。延徳元年（一四八九）を例に取ると、三条西実隆の参内回数は一一四回、うち三五回が連句文芸御会への出仕であり、残りの大半は禁裏小番である。[7]また、同年の近衛政家（当時従一位太政大臣）の参内回数は七回、うち五回は連句文芸御会への出仕であり、残り二回は参賀と申沙汰酒宴への出席であり、朝儀や政治的な問題による参内が一切なかった。[8]朝儀が衰退した禁裏において、参内して天皇とともに「一座」することは、公家たちにとって大きな意義があり、月次御会を中心とした連句文芸の隆盛は公家の生活に大きな影響をもたらしていたはずである。

また、従来の宮廷文芸の主流は和歌であったが、後土御門天皇期の和

歌については伊藤敬が『公宴続歌』を用いて概括的な展望を示し、旧来型の御会が衰退し、禁裏小番衆が中心となった御会が主流となっていることを明らかにしている。[9] しかし、和歌と連歌には行為としての根本的な相違がある。伊藤敬も示しているように、当時の和歌御会は懐紙もしくは短冊を提出させることのみで成立し、披講が行われることは稀であり、実際に人員が集合する必然性がなかった。それに対して、連歌は「寄合」を基礎として行われる文芸であり、実際に人員が集合しなければ成立しなかったのである。つまり、同じ文芸とはいっても、和歌と連歌には〝行為〟としての意義には全くの相違があるのである。[10]

このような状況を考えれば、後土御門天皇の連句文芸愛好という現象を歴史的にとらえる際には、文芸として評価するのみではなく、天皇がひたすら連句文芸を開催し続けた意図と意義を考える必要があろう。[11]

当時の文学としての連句文芸の研究は数多く存在するが、連歌師の作品と行動が中心で、天皇・公家の活動はその関係から論じられる場合が多い。明応四年（一四九五）に編纂された准勅撰連歌集『新撰菟玖波集』の研究を行なった金子金治郎、[12] 宗祇ら地下連歌師と堂上連歌壇との関係を論じた両角良一の研究などがあるが、[13] 宗祇ら連歌師の活動や作品が主たる分析の対象となっており、天皇や公家の活動の位置づけを十分にしたものではない。伏見宮家出身の禅僧宗山等貴、就山永崇の宮廷での活動を詳細に論じた朝倉尚は、[14] 月次文芸御会の運営上の特徴なども明らかにしたが、あくまで主題は宗山等貴、就山永崇の活動であって、当時の公家社会の変容を十分に踏まえていないため、連句文芸御会隆盛の意義を明らかにできていない。近年、廣木一人が、後土御門天皇の時代が連歌の最盛期であるにもかかわらず、その中心たる天皇家の連歌会の論考が手薄なことを指摘したが、二十五日式日の月次連歌会の概略的な様相を明らかにするに留まり、同時期に行われていた複数の月次文芸との関係性は論じられていない。[15]

本稿では、数多の後土御門天皇の連句文芸活動のうち、基幹となっていた月次御会について、主として人的構成を分析の対象とし、天皇・公家社会の変容と関連づけて、その歴史的意義を考察する。後土御門天皇期には五種類（連歌三種、和漢聯句二種）の月次連句文芸御会が確認されるが、そのうち最大四種の月次御会が並行して開催され、それぞれの連衆の特性や運営方式は異なっている。そこで、個々の月次御会の特性を明らかにしつつ、公家社会の変容を考えていきたい。その際には、当時形成途上にあった禁裏小番における「内々」「外様」との関係を視野に入れながら論述する。[16] 明石治朗[17]・池享[18]・本田訓代[19]によってその一部が指摘されたように、戦国期に再編された禁裏小番衆のうち、「内々」と天皇が強い結びつきを示していくが、連句文芸御会の人的構成の変遷を分析することにより、天皇の公家再編の意図と意義もより鮮明になると思われる。

以上の考察により、応仁・文明の乱後の禁裏における連句文芸の隆盛の歴史的意義の一端を明らかにしていきたい。

なお、本来ならば、連句文芸御会の人的構成を総体的に評価するためには、その文芸御会の参加者全員とその出席状況を明らかにするべきであるが、延べ人数は一〇〇人以上になり、表としても膨大な量となるため、本稿ではとくにメルクマールとなるべき事象を中心として論述した。

第一章　月次連句文芸御会の隆盛

1、二十五日月次連歌御会と勧修寺流・禁裏小番衆

応仁・文明の乱が終息の気配を見せはじめる文明十年（一四七八）六

月から二十五日を式日として月次連歌御会が始まった。[20] 以前から毎年北野法楽連歌が恒例行事となっており、[21] これが発展し月次化したものと考えられる。[22] この御会は、天皇崩御三日前の明応九年（一五〇〇）九月二十五日まで開催された。[23] この月次御会については、すでに廣木一人の概略的論述で明らかにされたように、[24] 天皇が常に発句を詠み、一度の退転もなく続けられた。また、月次の文芸会につきものである一献料を負担して発句もしくは脇を詠む「頭役」の制度がなく、参加者の費用負担は軽かった。

開始当初に参加が確認できる連衆（括弧内は当時の官位）は、勝仁親王、葉室教忠（正二位太宰権帥）、中院通秀（正二位前権大納言）、四辻季春（正二位前権大納言）、海住山高清（正二位前権大納言）、庭田雅行（正二位権大納言）、勧修寺教秀（正二位権大納言）、甘露寺親長（正二位前権中納言）、勧修寺経茂（従二位権中納言）、白川忠富（従二位民部卿）、山科言国（右中将）、田向重治（左兵衛督）、綾小路俊量（右兵衛督）、五辻富仲（官途不明）で、大臣はおらず、清華は確認できず、主に羽林・名家クラスの公家衆である。[25] この御会は門跡僧侶の参仕がほとんどなく、[26] 遁世者でも文明十二年から五辻家の前当主である宗巧[27]のみが定期の連衆として確認されるのみである。[28]

追加の連衆をみてみると、中御門宣胤[29]、中山宣親[30]、甘露寺元長[31]、勧修寺政顕[32]、庭田重経[33]、四条隆量[34]など次々と召し加えられていたが、日野一門のものは定期の連衆として召し加えられた形跡がない。それに対して、中御門・勧修寺・甘露寺・海住山などの勧修寺流の家が多く召し加えられている。天皇は、連衆に意図的に勧修寺流の公家を増加させていたと思われ、これは天皇が勧修寺流を重視した姿勢があらわれているものと考えられよう。一方で日野一門のものが加わらないことは、将軍家に近侍した公家を極力排除したと考えられる。また、和歌の家たる冷泉家は一切関与が見られず、飛鳥井家も雅親が延徳元年九月に一回参仕した以外には参仕がない。[35] 飛鳥井家・冷泉家とも将軍家の師範となった家であり、宮廷文芸における和歌が足利将軍家の影響を考慮せずに考えられない室町期において、[36] 飛鳥井・冷泉両家の連歌への関与の少なさは、単に連歌と和歌の違いばかりでなく、足利家の影響力の枠外での文芸活動としての側面をもつものであろう。

また、二十五日月次連歌御会での執筆の役は、文明十三年七月からはほとんど下級公家の西洞院時顕が務めている。[37] 時顕の参仕が少なくなってからは、菅家の殿上人である唐橋在数や五条為学が執筆を勤めるようになっており、執筆の役は公家社会の家柄や系譜によって固定化する傾向にあったことがわかる。

この時期に形成された禁裏小番との関係はどうであろうか。長享二年十月の番文と、延徳元年の連衆を重ね合わせると（表1）、内々・外様の番衆が半々程度となっている。先に述べたように連衆には勧修寺流の家が四家確認され、二十五日月次連歌御会は、納言以下の中・下級公家と天皇が「一座」する御会であったといえよう。一方で、文明十三年九月に大炊御門信量（内大臣）と、西園寺実遠（右大臣）が召し加えられたものの、[38] 一回のみの参加で終わっている。西園寺実遠は、連歌に熱心であり、前年には自ら申沙汰（費用負担）を行って天皇と連歌しており、自ら望んで召し加えられたものであろう。[39] 二十二年間も続いた月次連歌御会であったが、大臣以上の公家は定期の連衆とはなりえず、中院通秀も大臣に昇進する文明十七年三月以降は、二十五日月次連歌御会には出仕しなくなる。[40] 大臣は一貫してこの御会への参仕を拒絶されていたといえるであろう。

先にも述べたが、この御会は常に天皇が発句を詠み続け、頭役制度がなかったため、参加者の負担がなく、天皇主催の御会として文明十年か

ら延々と続けられている。それだけ天皇から重視された御会であったのだ。その御会の連衆の選択は当時の天皇の意図を表象しているはずである。つまり、後土御門天皇は乱後に禁裏小番に編成した中級・下級公家たち、とくに勧修寺流のものたちを多く含んだ「一座」を望み、みずから発句を詠んで中心となって運営して臣下を参集していたのである。

2、勝仁親王月次連歌御会

後土御門天皇の第一皇子勝仁親王（のちの後柏原天皇）も父帝の在位期間を通じて月次文芸御会を主催していた。勝仁親王の文芸御会に関しては朝倉尚の詳細な論述があり[41]、本章もこれに負う部分が多い。勝仁親王の月次文芸御会で行われた文芸は和歌・連歌・和漢聯句と幅があり、退転と復興を繰り返した。

勝仁親王の月次文芸御会は文明九年和歌御会を初見とし[42]、史料が少なく全貌は伺い知る事はできないが、兼日題で三首詠進（短冊か懐紙）を基本とし、披講も稀に行われた。『お湯殿の上の日記』文明十一年九月十七日条には「けふ宮御方にて月なみのくわいしともかさねられてひかうあり、そののち御れん歌、あわゐにたうさもあり、御とうふしみ殿御さたにて御かわらけの物二色（以下略）」とあり、和歌披講と連歌がともに行われるようになり、「御とう」＝御頭とあるように頭役の制度が定められた。一献料は史料上で確認できず、基本的に酒肴を用意する事が義務であった[43]。文明十二年には和歌・連歌ともに御会が行われた史料がみえないが、翌文明十三年から勝仁親王月次連歌御会も恒例化していく。『実隆公記』文明十三年四月十二日条には（括弧内は引用者註、以下同じ）、「親王御方御連歌也、可為月次御会云々（中略）頭役籤取之、予（実隆）頭役十月也」とあり、頭役も籤によって定められて、和歌詠進と連歌がともに行われた（第Ⅰ期）。以降、文明十七年まで継続されるが、この会の運営は不安定であり、『十輪院内府記』文明十六年八月二十一日条には「宮御方御月次、人々多以無沙汰、退展之間、自女中申沙汰云々」とあって、男たちが申沙汰を渋ったので、女房衆が費用負担を行った例もみえる。このような事情もあってか、文明十八年から長享二年までは一旦親王月次御会は再び史料上確認できなくなる。しかし、この空白期にも着到連歌[44]などが継続され、『実隆公記』延徳元年二月十二日条には「今日親王御方月次御会也」とあり、再興を果たしたことがわかる（第Ⅱ期）。以降、この御会は明応八年まで継続された。

参加者の特徴として第一にあげられるのは、僧侶の参仕の多さである。第Ⅰ期（文明十八年まで）は勧修寺常信法親王（伏見宮家出身）[45]仁和寺道永法親王（伏見宮家出身）[46]のみであるが、第Ⅱ期（延徳元年から）となると、参仕は疎らではあるが曼殊院慈運法親王[47]・妙法院覚胤法親王[48]（いずれも伏見宮家出身）も連衆に加わり、伏見宮出身の二人の禅僧、宗山等貴（萬松軒）、就山永崇（聯輝軒）も頭役をつとめ定期の連衆として参加している。全員が同時に参仕したことは確認できないものの、当時の成人皇族僧侶の男子のほぼ全員この御会に参仕したことが確認されることも注目すべきであろう[49]。この御会では天皇・親王・皇族僧侶は単独で、公家衆は二人～三人が一組となって頭役を勤めたが、第Ⅱ期においては皇族僧侶が多く参加したことで、公家衆の負担は軽くなり、運営も安定したようだ（表2参照）。

皇族僧侶ばかりでなく、公家社会縁辺の遁世者の参仕も多い。第Ⅰ期には、五辻富仲の父宗巧[50]、医師の半井常茂（二位入道）[51]、中院通秀の弟で宗祇の弟子の肖柏などの公家社会に連なる連歌に堪能な遁世者の参仕が多い。特に肖柏はこの親王御会への参仕を糸口として禁裏へ参入していき、二十五日月次連歌御会には長享元年まで参仕せず、以降も散発的な出仕であったが、勝仁親王月次御会には文明十四年以降盛んに参仕し

ていた。[52]

第二の特徴として、網羅的に近臣が参加していたことがあげられる。第Ⅰ期は、甘露寺親長、三条西実隆、白川忠富王、山科言国、甘露寺元長など後土御門天皇の主要な近臣が参加していたが、[53]第Ⅱ期の始期である延徳元年の連衆を禁裏小番の番文と重ね合わせると（表2参照）、内々（近臣）の番衆は松木宗綱[54]以外は全員が参加している。[55]一方で外様番衆は中御門宣胤、中山宣親、田向重治のわずか三人で、いずれも二十五日月次連歌御会の連衆であった。禁裏小番において延徳元年に外様から内々へと編入された広橋守光も、その翌年からこの御会に参仕していることに象徴されるように、禁裏小番における内々衆がこの御会の主要連衆であった。[56]

また、第Ⅰ期御会においてもそうだが、天皇は「出御如例」[57]と記されているように、参加が恒常化しており、伏見宮邦高親王も開始時から終期まで定期の連衆として参加していた。後土御門天皇とその「儲君」たる勝仁親王、伏見宮家の当主である邦高親王が参加し、皇族僧侶も多く参仕したことと、内々番衆がほぼ全員参仕したことを考えれば、親密な関係をもつ人物と「一座」をともにしていくことがこの御会の目的であったと考えられる。天皇の出御が恒常化していたことを重視すれば、もうひとつの後土御門天皇の月次連歌御会と捉えることができよう。当時の禁裏では、儲君の勝仁親王が主催し、天皇が出御して、伏見宮や皇族僧侶も参仕し、内々番衆の近臣たちと「一座」することが恒常化していたのである。

※

後土御門天皇は、毎回発句を詠む二十五日月次連歌御会を最も重視し、

日野一門・飛鳥井・冷泉の和歌師範家を遠ざけ、禁裏小番に包摂される勧修寺流を主とした中級・下級の公家たちとの定期的な「一座」を催した。また、開催は難航していたものの、勝仁親王の月次御会には公家社会に連なる遁世者たちも参仕し、天皇も毎回出御して、内々番衆や皇族僧侶も加わった「一座」が形成されていた。勧修寺流や内々番衆を中心として中級・下級公家が連衆となった定期的な月次連歌御会が催されていたことは、彼らが禁裏小番に加えて定期的に天皇と「一座」することが恒常化していたことを意味する。

それに対して、近衛家や清華家・日野流などの諸家は、みずから申沙汰をして天皇と「一座」する月次外様和漢聯句御会を形成する。一方で後土御門天皇は「内々」と称される和漢聯句御会も催していた。次章では、近衛家や清華が参仕した月次外様和漢聯句と、禁裏小番衆を連衆とし、禅僧も参仕した月次内々和漢聯句御会の展開をみていきたい。[58]

第二章「内々」と「外様」の和漢聯句御会

和漢聯句は、連歌の一変形で和句と漢句を混ぜて百韻を連ねていく文芸である。後土御門天皇期の和漢聯句御会に関しては、伏見宮家出身の二人の禅僧就山永崇・宗山等貴の出仕を中心に、朝倉尚の論考が蓄積されているが、その位置づけは当時の朝廷・公家の政治的動向を十分に考慮したものではない。[59]この章では、「外様」「内々」の月次和漢聯句御会の消長をたどることで、摂関・清華の上層公家と天皇の関係を考えてみたい。

1、月次外様和漢聯句御会の開始と大臣

天皇と禁裏小番衆を中心とした中・下級公家が連衆となった月次御会

が運営されていたなかで、文明十三年七月、月次和漢聯句御会が発足する。この月次御会は、文明十七年に「内々」月次和漢聯句御会が成立した後、「外様」の名を冠せられるようになるが、後述するように、禁裏小番の「外様」と連衆は必ずしも一致しない。朝倉尚はこの御会を「ハレ」の要素が強い御会と考えているが、その規定ばかりでなく、連衆・運営方法からこの月次御会の性格を当時の公家社会の状況に置き直して考える必要がある。[60] この御会が「外様」と称された理由を発足の経緯とその後の運営方式から考えていこう。

『後法興院記』文明十三年六月十一日条には、

按察卿（甘露寺親長）申送云、自当月於禁中可被始月次御連歌、可有御参候歟（中略）余申云、御連歌事意得申必可参申候、頭役勤事又可存知之由申御返事、来二十八日可然之由被仰出云々

とあり、天皇が近衛政家への新たに発足する月次連歌会参加をもとめていたかのように受け取れる。しかし、新たな御会として発足したのは和漢聯句御会であり、その開始の推進者は近衛政家と西園寺実遠であった。『宣胤卿記』文明十三年七月二日条には、

今日和漢御会也。去年両三度御沙汰以後退転、自今月可為御月次之由、関白（近衛政家）、右府（西園寺実遠）等頻被申之故也。

とあり、この両者が頻りに懇願した為、開催の運びとなったとしている。史料上にあらわれる「両三度御沙汰以後退転」とは、文明十二年に催された連歌会であろう。[61] これは天皇の発意によるものでなく、申沙汰（企画と費用負担）を近衛、西園寺の両者が行なった連歌会であり、この延長線上に月次外様和漢聯句御会が開催されたと考えられ、『宣胤卿記』の記事に見える「頻被申之故」という態度が実態に近いと思われる。発足時の参加者（括弧内は当時の官位）は、近衛政家（関白）・久我通博（太政大臣）・西園寺実遠（右大臣）・大炊御門信量（前内大臣）・徳大寺実淳（内大臣）・中院通秀（前権大納言）・葉室教忠（前権大納言・正二位）・勧修寺教秀（権大納言）・海住山高清（権大納言）・甘露寺親長（按察使・前中納言）・中御門宣胤（権中納言）・三条西実隆（権中納言）・姉小路基綱（参議）であり、[62] 清華以上の大臣、外様番衆公卿が多いが、殿上人は連衆としては確認できない。門跡を含めて僧形の参仕はまったくなく、勝仁親王や伏見宮も参仕が確認できない。

執筆を勤めるものは当初は固定化していないが、あとから会に加わった中山宣親[63]や上冷泉為広[64]が勤めることが多く、大臣以上のものが勤めたことは一度もない。延徳元年以降は執筆役として菅家出身の殿上人の高辻章長・東坊城和長の二人による交代出仕が定められた。[65]

三百疋（後に困窮を慮って二百疋に変更された）[66]の一献料を献上し、発句を詠進する頭役を勤めたのは、天皇を含めて、天皇と清華以上の大臣たちがほとんどであり、納言クラス以下の連衆は共同の申沙汰であった。追加連衆としては、文明十六年には連衆であった父久我通博が前年死去した清華家の久我光豊（当時中納言）が加わり、[67] 同様に中院通秀の子息通世も延徳二年から参仕している。このほか、日野一門の町広光[68]、柳原資綱[69]が加わっている。日野一門は二十五日月次連歌御会、勝仁親王月次連歌御会にも、禁裏小番において延徳元年に外様から内々へと編入された広橋守光と宋順（禁蕨の変の張本人日野有光の子息）以外は参仕しており、月次外様和漢聯句会に参仕しているのは注目すべき事象である。また、和歌の家である上冷泉為広もこの月次御会のみに参加し、臨時の連歌御会を含めて連歌への参加は極端に少ない。[70] 日野一門は前代までは

足利家に近侍した一門であり、和歌の家たる冷泉家も飛鳥井家とともに足利家に参仕していたことを考えると、内々番衆や勧修寺流に比べて天皇との距離感がある連衆が多く加わったものと考えられる。一方で、納言クラスの連衆には、連歌に堪能であった三条西実隆と姉小路基綱のほか、勧修寺・中御門・海住山などの勧修寺流諸家の参仕が多く、天皇に重視されていたことがここでも伺える。

この御会の運営は、かなり不安定な要素が多い。式日は二日と定められたが、開始翌月から頭役の都合で変更され[71]、延引が打ち続いていた。さらに開始から一年たった文明十四年閏七月には、早くも御会消滅の危機を迎えた。二十一日に行われた御会では、恒例の一献の際、近衛政家が断酒精進を理由に天皇の酌を受け取らなかった[72]。『後法興院記』文明十四年閏七月二十二日条には、

自按察卿（甘露寺親長）許、招時顕朝臣、昨日御会之時、余不飲酒、以外逆鱗、自来月御会之儀、先ハ可停止由、被仰出云々

とあり、翌日、甘露寺親長から近衛政家の家司の西洞院時顕に、近衛政家が酒を飲まなかったことに天皇が激怒し来月の御会停止を宣言したことが伝えられた。政家は断酒のことをあらかじめ白川忠富王を通じて長橋局へ伝えていたがうまく伝達されず[73]、天皇は政家の態度に激怒したのである。翌月、奉行である親長に「被下女房奉書、御月次事、当年中先可被停止之由、先度雖被仰下。関白頻被申請之間、来十一日可有沙汰」（『親長卿記』文明十四年九月八日条）と伝えられたように、政家の「わびいれ」で復興したものの、その年に行われたのは一回のみであった[74]。翌年四月から復興されたものの、その後も会の運営はスムーズでなく、式日も七日に変更されている。主な問題は申沙汰の費用負担の問題であり、特に年一回のペースで回ってくる納言以下の「惣次」の申沙汰の月は費用分担の問題で揉めることが多い。文明十六年八月は、「惣次」の申沙汰であったが、「和漢御月次延引。依申沙汰仁躰未定也」（『親長卿記』文明十六年八月二日条）とあるように、申沙汰の分担の問題で開催が延引された。結局「今日和漢御月次去二日延引、今日帥三十疋、海住山十疋、予二十五疋、中御門二十五疋、町二十五疋、姉小路二十五疋、冷泉二十五疋、等申沙汰也無力之間、百五十疋可沙汰之由、自長橋意見也。」（『親長卿記』文明十六年八月九日条）と、長橋局から減額の意見が採用され分担額が決定して開催となった。このような状態から推察すると、納言以下の公卿には、あまり推進の意図はなかったと考えられる。

この御会では、途中で簡単な食事をするため、天皇や大臣に対しての配膳役である役奏を必要とした。役奏は連衆ではない殿上人の役であり、この役割を果たす殿上人が一人しか出仕しなかったことがあったため[75]、殿上人が出仕するための規定を設けたが[76]、その後守られた形跡がない。

月次外様和漢御会は摂関家近衛政家を筆頭に大臣たちが連衆として参仕する一方で、殿上人が運営のためだけに出仕しており、最も格式が高い運営であったといえる。「外様」には、「外郭」の意義のほかに、「おおやけ」「公式」としての意味もあり[77]、朝倉尚が指摘したように「ハレ」の御会として運営されたが故に称せられたと考えられる。しかし、政家の態度に逆鱗して御会を中止した天皇の態度、多額の費用を負担した大臣たち、費用負担を渋った連衆の半分近くを占める納言クラスの公卿たち、さらに役奏を務める殿上人の出仕態度をみると、連衆はそれぞれの立場ごとに〝温度差〟があったことは確実であろう。

ここで考慮されなければならないのは、この御会が近衛政家と西園寺実遠の提言で発足したことである。天皇は二十五日月次連歌御会においては、連衆を選び開催方式を定めて御会を行ったが、近衛政家や西園寺実遠が開催を提唱した月次外様和漢聯句御会は、従前までの格式に縛ら

れ、摂関・清華の威厳を誇示した構造を開催方式に反映させざるをえなかったのではあるまいか。それ故に、月次外様和漢聯句御会は天皇の積極的意思によって開催された御会とは言い難く、二十五日月次連歌御会や勝仁親王月次連歌御会で天皇が勧修寺流諸家や内々番衆と定期的に「一座」する事態に対して、近衛家と清華の上級公家たちが地位を誇示するねらいがあったものと思われる。

2、月次内々和漢聯句御会と禅僧

難航しながらも月次外様和漢聯句御会が張行された中で、もうひとつの和漢聯句御会が文明十七年に成立する。この和漢聯句御会は、月次外様和漢聯句御会に対して「内々」と称された。同じ和漢聯句御会といっても、その様相は大いに異なっている。この月次御会の母胎が記録上に現れるようになるのは文明十三年からで、当初は漢連句御会として行なわれていた。朝倉はこの「内々和漢」を「外様和漢」との対比の上で、習礼＝予行演習的な性格と規定したが[78]、連衆の性格、運営上の特徴を考えると、その位置づけは適当でない。

月次内々和漢聯句御会に定期の連衆として参仕が確認される皇族・公家は、勝仁親王、中院通秀、勧修寺教秀、海住山高清、勧修寺経茂、勧修寺政顕、中山宣親、中御門宣胤、三条西実隆、四条隆量、田向重治、姉小路基綱、東坊城和長、吉田兼致、五条為学、高辻章長の面々であり、葉室教忠、五辻富仲も稀に参仕している。月次外様和漢聯句と重なる面々も多いが、やはり二十五日月次連歌御会においても多かった勧修寺流の諸家も多い。延徳元年の連衆を禁裏小番と重ねてみると、禁裏小番においては外様番衆の公家が多いことに注目すべきだろう（表3参照）[79]。納言から殿上人が参仕しており、中院通秀は文明十七年三月に大臣となって以降は参仕しておらず、大臣以上のものは一切参加していない点は、二十五日月次連歌御会や勝仁親王月次連歌御会と共通していた。

この御会は、史料上で頭役制度は確認できず、参会者の費用負担は必要なかったようだ。発句や脇は「巡役」[80]と史料上記載されるように官位順に勤めた。

もっとも特徴的なのは、禅僧の参加である。特に蘭坡景茝は南禅寺住持で禅僧としての名も高く[81]、和漢聯句御会への参仕は少ないものの、文明十年から後土御門天皇へ三体詩談議を行い[82]、この談議を前後して、史料上に和漢聯句が多々現れるようになる。蘭坡の参内と談義は、禁裏における漢詩文好尚の基礎を作ったものと考えられ、朝倉尚は内々和漢では指導者・ゲスト的立場にあったとしている[83]。このほか、月江元修や正彝など蘭坡の弟子達が参仕している[84]。また、皇族・公家出身の禅僧も多く参加している。就山永崇（聯輝軒）、宗山等貴（萬松軒）の二人は、朝倉尚の研究に詳しいが[85]、伏見宮邦高親王の弟で、将軍家の猶子となっており、相国寺常徳院内に住し、法脈でいえば空谷明応の系統にあたる人物である。そのほか、建韻（白川忠富の子）[86]、承廷[87]（庭田雅行の子）など公家縁戚の禅僧が希に参加している。

ところで、懐紙における名乗り、百韻を終えたあとの句の書き上げは通常官位順であったが、禅僧は僧官をもたない為、位置づけが問題となる。『宣胤卿記』明応二年二月十日条には、

> 従萬松、五山長老、於公家可准何官位次乎事、尋承、僧正准参議、可准彼歟、但当時有過分之思、近年内裏御会、蘭坡南禅寺前住参之時、為大納言傍輩。極老也、香衣也、当座之会尺勿論々々、可貴々々

とあり、五山の出世階梯にそって僧官に准じた扱いが定められつつあった。そもそも、禅僧が恒常的に参内して、禁裏において天皇や公家の一

座に加わって和漢聯句を行う状況は応仁・文明の乱以降の新儀であったが故に、このような記事が現れたと考えられよう。外様和漢聯句御会には僧侶の参仕はみられず、月次内々和漢聯句御会に禅僧の参仕が多くみられるという現象は、乱後の新儀を認めるかどうかという点に差異があったのではなかろうか、つまり、二つの月次和漢聯句御会に冠された「外様」「内々」という呼称がうみだされた背景には、「外様」＝ハレ、「内々」＝「習礼」という対比的構造ではなく、従来の官位秩序を強調した月次「外様」和漢聯句御会と、禅僧の参仕という乱後の新儀も許容した月次「内々」和漢聯句御会という対称的性格があったといえよう。

※

残存する史料で見る限り、月次内々和漢聯句御会は極めて順調に運営されている。このことは、天皇自身が従来の慣習に縛られることなく禅僧を参仕させて和漢聯句を行いたい、という意思をもっていた証であろう。一方で、月次外様和漢聯句御会は伝統的な摂関・大臣の地位を重んずる姿勢が求められた故に、天皇の意図とかみあわず、難航していたものと思われる。摂関・清華の大臣たちの参仕がなく、外様番衆の納言クラスの公家が連衆の中心となっていたことが、月次内々和漢聯句御会のスムーズな運営をもたらしたならば、摂関・大臣ではなく、納言以下の公家を側に置いた自らの意志が通りやすい状態こそが天皇の望んだ"朝廷のかたち"であったと考えることができよう。同じように、二十五日月次連歌御会や勝仁親王月次連歌御会に、主として勧修寺流や内々番衆を集めて「一座」したことも、自らの意志が通りやすい新たな形での朝廷運営を求めた意図の具現化でもあったととらえられる。この意図は、明応五年の外様和漢聯句御会の消滅後の月次連句文芸御会の変化の際により鮮明にあらわれるのである。

第三章　月次外様和漢聯句御会の消滅と禁裏文芸の変化

1、月次外様和漢聯句御会の消滅

延徳元年、嘉楽門院（後土御門天皇生母）死去に伴う諒闇中に中断されていた月次外様和漢聯句御会が再開され、高辻章長・東坊城和長を執筆役に加え、最も格式の高い御会として展開してきた。

しかし、明応四年になると、夏中の御会は停止されてしまう。翌明応五年には二回のみ開催されて、「抑十日御会事暑気之間、先可被閣之、来七月以後可有再興云々」（『実隆公記』明応五年五月七日条）とあるように、おそらく前年と同じく、五月以降は暑いので七月以降再興ということで中断された。しかし、以後再興された形跡がない。

この急激な退転の主たる理由は、費用負担の問題にあったものと考えられる。明応四年の申沙汰をみると、[88] 六月～八月と十一月を休みにすることによって、連衆の申沙汰を年一回に調整している事がわかる。さらに明応四年末には、発足当初からの推進者であった西園寺実遠が死去、明応五年夏には勧修寺教秀が出家、翌月に死去するなど、御会の上層連衆が次々と欠けていった。こうなると、単独での申沙汰をする公家は近衛政家、徳大寺実淳、久我光豊の三人になり、また勧修寺教秀の死によって延徳二年から折半で申沙汰を行っていた中院通世も申沙汰を行うことが困難になり、天皇と「惣次」を含めても、六回分の申沙汰しか見込めなくなってしまった。[89]

しかし、この消滅の時期には、いくつかの事件が重なっている。明応五年の正月には九条政基が、家司で内々番衆でもあった唐橋在数を殺害し

た事件も起こっていた。[90] この事件への対応をめぐって、唐橋の同族である菅原氏諸家から抗議文を出され天皇は九条父子の解官を主張したが、[91] 近衛政家は摂関家をみだりに罰するべきでないと意見し、[92] 勅勘による出仕停止を主張した。[93] 摂家の家格を主張した近衛政家と、"内々"を中心とした禁裏小番衆を重視した天皇との関係は微妙なものであった。摂関家と天皇家の関係、禁裏小番衆に全家が包摂される菅家諸家[94]との温度差を読みとることは不可能ではあるまい。また、春の恒例となっていた猿楽は、内々番衆・外様番衆・月次外様和漢聯句御会の上層連衆の集団である「摂家・清華」がそれぞれ共同で申沙汰していたが、「摂家・清華」はこの年から申沙汰を天皇から拒絶されている。[95] このように、月次外様和漢聯句御会が明応五年に停止されることは、同じ時期に重要な事件が起こっていることと無関係ではなく、摂家・清華など上級公家ではなく、禁裏小番衆、とくに「内々」を中心として天皇の周囲を固めるための「一座」の性格が明確になったことが背景にあると考えられる。

2、月次内々連歌御会の開始と文芸御会の変容

大臣以上が中心であった月次外様和漢聯句御会が中止された明応五年末に、別の月次連歌御会が開始される。『お湯殿の上の日記』明応五年十一月六日には「初しんの人々けいこのための御れんかあり。宮の御かた、ふしみとのもなる」とあり、「初心の連歌会」が確認され、翌月の明応五年十二月六日の『お湯殿の上の日記』には「ない、、の御連歌。宮の御方、ふしみ殿御まいり」と内々連歌御会がみえる。この御会は『お湯殿の上の日記』の簡潔な記載以外に記録がなく様相が判明しない上に、「初心」「内々」と表記の違いがあるが、明応七年には『言国卿記』に、四日を式日とした内々連歌会が確認され、[96] 『お湯殿の上の日記』の「内々」もしくは「初心」の連歌会と日付が一致することから、月次内々連歌御会が明応五年末に成立したことが確かめられる。しかし、この御会に関しては、先行研究が皆無に近い。[97]

詳細な記述は紙幅の関係上省略するが、明応七年は『言国卿記』『忠富王記』が残存し御会の様相が判明する。この御会も連歌半ばに一献があり、発句を勤めたものが酒肴を献じた。[98] 発句は官位の順番に勤めた。連衆は、天皇と勝仁親王、二宮尊敦親王と近臣たちで、官位が最も高いものは綾小路俊量（按察使）、そのほか白川忠富王、山科言国、勧修寺経郷、甘露寺元長、庭田重経など、中堅層・若年層の連衆ばかりの御会であった。

注目すべきは、和歌・連歌に秀でた外様番衆の姉小路基綱の子息済継以外は、定期の連衆となっている公家は内々の番衆であったことである（表4参照）。禁裏小番の「内々」を中心としたこの御会が成立した翌年の明応六年から、月次外様和漢聯句御会の式日であった十日が月次内々和漢聯句御会の式日となった。[99] かわって、月次内々和漢聯句御会の式日であった四日は、明応六年に月次内々連歌御会の式日となった。[100] 月次外様和漢聯句御会の消滅と月次内々連歌御会の発足により、禁裏において開催される連句文芸御会は、二十五日月次連歌御会・月次内々和漢聯句御会・月次内々連歌御会の三つと、勝仁親王月次御会をあわせて四つとなっている。それらの連衆から大臣以上の者が一切いなくなり、禁裏小番を勤める公家、特に勧修寺流や内々番衆を中心としたものに完全に変化したのである。

※

連句文芸は、連衆（構成員）がその場で出席しなければ成立しない。しかも、「即興性」が連句文芸の最大の特性であって、一座に加わった場合、予定調和のない世界で、一つの作品を共同制作しながら、約半日

を過ごすことになる。天皇とともに、連句文芸の「一座」をなすことは、それだけ天皇との関係を深めることになる。逆に、「即興性」があることによって、場の空気を読み違えてしまえば、天皇との関係を損なうことにもなる。天皇が「誰と一座をともにするのか」という選択は、「誰と親密な人間関係を構築したいのか」という意思の表れであろう。

月次外様和漢聯句御会の開始から消滅への展開と、その後の月次文芸御会の変化は、近衛家・清華家などとの「一座」を望まず、勧修寺流の公家や番衆とくに内々（近臣）重視の天皇の姿勢をはっきりと示したものであったといえよう。

おわりに

後土御門天皇の月次文芸御会は複数の御会が並立していた。その人的構成を詳細に分析すると、後土御門天皇は連衆に二十五日月次連歌御会においては勧修寺流を中心とする禁裏小番衆、勝仁親王月次御会では内々の禁裏小番衆、門跡や皇族禅僧などを召し出し、「一座」をなすことで結束を固めていこうという志向をもっていたものと考えられる。一方で、摂関家である近衛政家や清華家の大臣たちとの「一座」には消極的であって、月次外様和漢聯句御会は消滅し、明応五年以降は、月次連句文芸御会の参加者から大臣がいなくなる。参加人員が禁裏小番衆を中心に固められたことは、朝廷の規模が縮小化している故である、と評価することも可能であり、従来までの慣例にとらわれず、禅僧も参仕したことは、酒井信彦が指摘した近世朝廷の諸行事における「内々性」が後土御門天皇期の御会の運営にも現れたともいえよう。[101] この傾向は、和歌においても同様であり、伊藤敬が指摘するように、禁裏小番衆を中心とした御会が戦国期の主流となっていくことと同様の方向性をもっていたと考えられる。[102]

しかし、ここで重要なことは、天皇が連句文芸を盛んに催したこと自体の意義である。当時の衰微した朝廷をたてなおすべく朝儀再興に熱意をもっていた後土御門天皇であったが、幕府の政治力の衰退が要因となって財政状況は悪化の一途をたどっており、朝儀は益々衰退していく。[103] 一方で、隆盛する月次連句文芸御会においては、武家は勿論のこと、[104] 摂関・大臣や日野一門や冷泉・飛鳥井などの武家に近い公家はほとんど排除される傾向がある。「はじめに」であげたように、ともに「一座」をなす月次連句文芸の開催は、その場に連衆が集合しなければ成立しない連句文芸の特性がはたらき、衰微した朝廷に公家を参内させることにつながっている。

当時の朝廷では、禁裏小番の整備過程において、官位昇進との引き換えによる禁裏小番参仕の強化や清華家の禁裏小番参仕督促などもみられるものの、天皇の周囲に公家衆を参仕させること自体が困難な状況にあった。天皇との親疎によって編成された禁裏小番における「外様」「内々」の区分のうち、「内々」番衆との「一座」の機会を増加させ、弁官を勤める実務官僚を多く輩出する勧修寺流を重視した人的構成が月次連句文芸御会においてみられることを軽視することはできない。このことは、応仁・文明の乱後の朝廷運営において、天皇と近い公家衆との「一座」を繰り返すことによって周囲を固め、勧修寺流を中心とした実務官僚を天皇の側近くにおいた体制を連句文芸御会という行事を契機に強化することにつながっていると考えられる。後土御門天皇の意図は、衰微した朝廷において、摂関・清華などの高位の公家ではなく皇族・勧修寺流・内々番衆とともに、以前は盛んではなかった連句文芸の会で「一座」することで結束を固め、天皇の意図が強く反映される朝廷運営体制を脱構築することにあったのではなかろうか。この意図は禁裏小番

における「内々衆」の公家の重視や、[115]伝奏以外の人物による天皇への奏上[116]などにもあらわれた意図とベクトルを同じくするものであり、朝廷が従来の秩序や慣例によって運営できうる状況にないなかで、内々衆・勧修寺流を中心とする中・下級公家が天皇の傍に近侍し、摂関・清華などの上層公家は天皇とその周囲で進行する事態への関与が極めて希薄な状態におかれたこと、戦国期の朝廷運営体制へと変貌する軌跡を描き出したものであろう。連句文芸御会隆盛の歴史的意義は、天皇の主導のもとで、公家を動員して「一座」をなすことによって、天皇が中心となった朝廷運営の姿勢と、公家再編の意図を具現化する新たな行事の創出であったと評価できるのではないか。

戦国期朝廷の存在形態は、絶えず変化する武家勢力の動向などの外的な要因とともに、天皇・公家集団の自律的な変容をあわせて考察することで、その歴史的意義が明らかになるものであり、政治的な意図と無関係に見える文化事象にさらに注目する必要があろう。

註

① 当時の連歌張行の記録は、金子金治郎『新撰菟玖波集の研究』巻末にまとめられている。しかし、疎漏も多く、今回『大日本史料データベース』を基礎として、『お湯殿の上の日記』『親長卿記』『宣胤卿記』『十輪院内府記』『実隆公記』『言国卿記』『後法興院記』などを用いて、応仁・文明の乱後の禁裏における連歌張行を再調査した。確認できる張行の記録は二〇〇〇回ほどになるが、張行は満尾にいたらないものや、二～三回にわけている事例も多いため、一五〇〇回程とした。

② 管見の限り、定例化した"月次"連歌が天皇の住居である禁裏で行われることさえも、後土御門天皇以前には確認できていない。

③ 最近になって、酒井信彦は「戦国時代における朝廷の文化活動―後土御門天皇在位期の文芸的御会―」をあらわし（『儀礼文化』三七）、後土御門天皇の文芸御会の隆盛を東山文化における禁裏文化の隆盛とした。しかし、紙幅が少ない上に、その他の文芸と総括し、禁裏小番との関係などに多くの事実認識の不足があるため、再検討が必要である。戦国期の朝廷の様相を網羅的に明らかにした奥野高広『戦国時代の宮廷生活』にはわずかに記載があるが、分析はなされていない。『お湯殿の上の日記の研究　宗教・遊芸・文芸資料索引』（お湯殿の上の日記研究会編　続群書類従完成会　一九七三）においても同様である。

④ 「応仁の乱と朝儀の再興」（『東京大学史料編纂所紀要』五号）　同「和歌御会始の成立―歌会始の起源は文亀二年である」（『日本歴史』五八七）、同「朝廷年中行事の転換―御祝の成立」（『東京大学史料編纂所報』第一八号）

⑤ 「応仁・戦国期の天皇」『講座前近代の天皇』　青木書店　一九九三

⑥ 『戦国・織豊期の武家と天皇』　青木書店　二〇〇三

⑦ 『実隆公記』より集計。月次文芸御会は、禁裏小番と重なる場合もある。

⑧ 『後法興院記』より集計。

⑨ 伊藤敬「『公宴続歌』―十五・十六世紀和歌史稿―」『室町時代和歌論考』（新典社　二〇〇五）

⑩ 伊藤敬は、後土御門天皇期が連歌が隆盛する一方で和歌はあまり盛んでなかったことは指摘しているが、何故に連歌が盛んに行われたかについては見解を述べていない。後土御門天皇の連句文芸御会の実像と隆盛の根源的理由については、拙稿「後土御門天皇連句文藝御会の歴史的位相」（『藝能史研究』一八五号）で詳しく考察した。

⑪ 天皇と文化事象について、脇田晴子は『天皇と中世文化』において、能楽の詞章における天皇の絶対性や連歌・和歌などの公家文化の優位性が、民衆の生産力向上に伴って勃興する貴賤都鄙融合文化の形成の際に、天皇権威を浸透させたとしている。脇田の所論の特徴は、表題が示すとおり「中世文化」における天皇・公家の優位性を説いたものであるが、戦国期の天皇と公家社会におけるそれらの展開の分析は、吉田神道や三条西実隆などの個々の「家」の活動に注目したに過ぎず、天皇とその周囲の実態は、ほとんど捨象されたといっても過言ではない。本稿では、文芸活動における人的動向から主に政治的な意義を検討するが、天皇と

文化事象、特に変容する社会の中での「中世文化」の位置は、具体像のなかから再検討するべきものであろう。

⑫ 『新撰菟玖波集の研究』　風間書房　一九六九

⑬ 「最盛期の堂上連歌壇」（『連歌俳諧研究』十六号）、「後土御門天皇連歌壇の作品について」（『山梨県立女子短大紀要』三）

⑭ 「聯句連歌会の実態」（『連歌とその周辺』（中世文芸叢書別巻一　広島中世文学会　一九六七））、「禁裏月次連歌連句活動と禅僧」（『連歌と中世文芸』（角川書店　一九七六））、『宗山等貴、就山永崇』（清文堂　一九九〇）

⑮ 「後土御門天皇家の月次連歌会」『青山語文』三一号。のち『連歌史試論』（新典社　二〇〇四）所収。

⑯ その際注意しなければならないのは、月次御会においても「内々」「外様」と冠される場合があることである。『大日本史料』では「外様番衆の月次和漢聯句御会」（大日本史料 八編一八冊）などの項目がたてられているが、本論で論証する通り、御会の呼称における「内々」「外様」は禁裏小番における「内々」「外様」とは一致しない。

⑰ 明石治朗「室町期の禁裏小番」『歴史』九〇

⑱ 『戦国・織豊期の武家と天皇』　青木書店　二〇〇三

⑲ 「後奈良朝期の禁裏小番について」『学習院史学』三六

⑳ 『兼顕卿記別記』（大日本史料所収）文明十年七月二十五日条「於禁裏有御連歌、毎月為月次云々、自去月御張行云々」によって月次開始が確認される。ただし兼顕は参仕していない。

㉑ 「今日可令参候之、昨日直蒙綸言之間、参内。御法楽毎年之儀、大略祇候者也」（『実隆公記』文明七年二月二十五日条）とある。文明五年二月、文明六年二月、文明七年六月、文明八年六月と、二十五日に連歌会が開催された（『親長卿記』、『実隆公記』）。

㉒ その形跡は残り、連歌の神である菅原道真の誕生日二月と忌日六月は法楽として、千句や二百韻を行った。二百韻の場合は、月次の延長線上との意識が明確で、月次会を「今日御法楽也」（『親長卿記』文明十二年六月二十五日条）と記載しているが、「毎月非精進、二月六月許也」と割注がある。後進としての月次連歌御会は毎月法楽ではない。

㉓ 『お湯殿の上の日記』明応九年九月二十五日条によると、病臥にありながらも発句のみは詠んでいる。

㉔ 「後土御門天皇家の月次連歌会」（『青山語文』三一号）（のち『連歌史試論』　新典社　二〇〇四）

㉕ 『大日本史料』第八編第十冊文明十年六月二十五日条にこの年の連歌御会の史料がまとめられている。

㉖ 伏見宮家出身の仁和寺宮道永法親王が二回のみ参加している。『宣胤卿記』文明十三年七月二十五日条、『親長卿記』文明十四年正月二十五日条により確認。

㉗ 『親長卿記』文明十二年七月二十五日条の二十五日月次連歌御会の宗巧の割注は「左衛門佐泰仲朝臣入道也」とある。

㉘ 中院通秀の弟にあたる肖柏が参仕している例が長享元年以降六回のみ確認される。禁闕の変の首謀者日野有光の子息である宋順も明応五年に二回の参仕が確認できるが、やはり定期の連衆とはなっていない。

㉙ 文明十三年より出仕。『実隆公記』文明十三年三月二十五日条から参加確認。

㉚ 文明十四年より出仕。『親長卿記』文明十四年正月二十五日条から参加確認。

㉛ 明応四年より出仕。『実隆公記』明応四年正月月二十五日条から参加確認。

㉜ 明応六年十一月より連衆。『実隆公記』明応六年十一月二十五日条の二十五日月次連歌御会の記録には「勧修寺中納言（今日初参、被加御人数之間、御樽進上之由語之）」とある。

㉝ 明応六年五月より連衆。『実隆公記』明応六年五月二十五日条の二十五日月次連歌御会の記録には「重経朝臣（今日此御会初参）」とある。

㉞ 延徳二年五月より連衆『実隆公記』延徳二年五月二十五日条には「新大納言隆量卿上洛之後、今日初而参会了」とある。

㉟ 『実隆公記』延徳元年九月二十五日条によると、「月次御連歌也。今日大納言入道（飛鳥井雅親）参候。（道服下姿也。仍於小御所有御会。東山殿御道服被下之云々、五荷、五合、押物折三合持参）」とあり、義政から道服を下賜されたことの報告のため参内した可能性がある。

㊱ 室町期の歌壇について井上宗雄氏は、足利家の歌壇支配の終焉期である延徳期を以下のように評価している。「延徳・明応期以後、足利将軍はその勢力を失つて文化界をリードする力も涸渇して了う。歌壇においても、義政・義尚を最後にして、公武一体化の歌壇さえ形成しえなくなる。

足利氏による歌壇支配は、尊氏にはじまって久しいものがあつたが、それは義尚の死によって終止符を打つた」（『中世歌壇史の研究』室町前期三二七ページ　（改訂新版　風間書房　一九八四）。

㊲　『宣胤卿記』文明十三年七月二十五日条に「執筆、為此所役被召加者也」とある。

㊳　『十輪院内府記』文明十三年九月二十五日条。この年は千句が始めて開催され、また外様和漢も開始された年で、禁裏における連歌会の盛況に刺激されたものと考えられる。

㊴　文明十二年八月二十一日、西園寺実遠申沙汰の連歌御会。『お湯殿の上の日記』『後法興院記』などで確認。

㊵　中院通秀は、文明十七年三月二十五日に宣下。以降二十五日月次連歌御会には参加がみえなくなる。腫物難治での願いだった（『公卿補任』）。しかし、その後も月次外様和漢聯句には参仕している。

㊶　『就山永崇・宗山等貴』（清文堂　一九九〇）で、勝仁親王の文芸活動は編年での詳細な記述がある。しかし、分析視覚はタイトルの伏見宮家出身の二人の禅僧の参仕を巡ってのものである。

㊷　「今日若宮御方御月次短冊三首詠進之」『実隆公記』文明九年閏正月十八日条

㊸　文明十六年五月十二日に頭役をつとめた中院通秀の日記『十輪院内府記』には「愚身頭役、宮御方御連歌也。（中略）先、御昆布、煮豆、次冷麺、御連歌終之時分、又一献貝・六条、（後略）」とあり、献料ではなく、酒と酒肴を用意したようだ。

㊹　「今日親王御方着到連歌満散也。仍各令進上一種一瓶、御連歌又有百韻（以下略）」『実隆公記』長享二年十二月十九日条。着到連歌の方式は詳しいことがわからないが、禁裏小番などで「着到」をつける際に詠み継ぐものと考えられる。

㊺　『大日本史料』八編十三冊文明十三年四月十二日条から勝仁親王月次連歌御会の項から確認。

㊻　『大日本史料』八編十三冊文明十三年四月十二日条　勝仁親王月次連歌御会の項から確認。頭役をつとめているので定期の連衆である。

㊼　延徳三年から連衆。『実隆公記』二月二十日条から確認。

㊽　延徳三年から連衆。『実隆公記』五月十二日条から確認。

㊾　当時の確認できる成人皇族男子のうち、梶井尭胤法親王（伏見宮家出身）のみが明応二年四月の一回だけの参仕となっている。後土御門天皇の二宮尊敦法親王（青蓮院宮）は明応七年になって定期の連衆となる。

㊿　宗巧は二十五日月次連歌御会にも定期的な連衆として参仕している。

(51)　『親長卿記』文明十三年七月十二日条の勝仁親王月次連歌御会の記事には「半井二位入道（和気明茂卿也）也」とある。

(52)　『十輪院内府記』文明十四年閏七月十二日条の勝仁親王月次連歌御会の記事には「余奉先日勅命、肖柏同道也」とあり、この時が肖柏の初めての御会への参仕であった。以降、文明十四年には二回、文明十五年には五回、文明十六年には参仕が無いが、文明十七年にも二回参仕している（『大日本史料』より確認）。肖柏の参仕の文化史的意義については、拙稿「後土御門天皇連句文藝御会の歴史的位相」『藝能史研究』一八五号を参照のこと。

(53)　第一期に参仕が確認できる人物は、伏見宮邦高親王、仁和寺宮道永法親王、勧修寺宮常信法親王、万松等貴、就山永崇、葉室教忠、中院通秀、庭田雅行、松木宗綱、甘露寺親長、高倉永継、三条西実隆、白川忠富、庭田重経、中山宣親、山科言国、田向重治、唐橋在数、五辻富仲、西坊城長胤、甘露寺元長、冷泉永宣、宗巧（五辻泰仲）、肖柏などである。

(54)　当時、松木は醍醐あたりに住んでいた。（菅原正子「公家衆の在国」『中世公家の経済と文化』吉川弘文館　一九九五）

(55)　表二中の万里小路賢房は一回しか参仕していないが、この年の三月四日に勅勘を蒙り出奔している。『大日本史料』延徳元年三月四日条に詳しい。

(56)　このほかの追加の連衆としては延徳二年七月に中院通世（第一期御会に父が参仕）、明応六年に園基富、明応五年に持明院基春（執筆役をつとめることが多い）の三名が確認できる。

(57)　『実隆公記』文明十五年十二月十九日条など。

(58)　「内々」と「外様」御会の相違については、拙稿「後土御門天皇連句文藝御会の歴史的位相」（『藝能史研究』一八五号）で詳しく考察している。

(59)　「聯句連歌会の実態」『連歌とその周辺』（中世文芸叢書別巻一　広島

中世文学会　一九六七）所収。朝倉尚「禁裏月次連歌連句活動と禅僧」（『連歌と中世文芸』角川書店　一九七六）所収。朝倉尚『宗山等貫、就山永崇』（清文堂　一九九〇）

⑥⓪　「聯句連歌会の実態」『連歌とその周辺』（中世文芸叢書別巻一　広島中世文学会　一九六七）所収。

⑥①　文明十二年、八月九日（申沙汰不明）、八月二十一日（西園寺実遠申沙汰）、九月二十一日（近衛政家申沙汰）の三回、大臣たちの参加した連歌会が開催された。『お湯殿の上の日記』『後法興院記』などで確認。

⑥②　『大日本史料』第八編十三冊文明十三年七月二日条　月次和漢聯句に史料はまとめられている。

⑥③　『親長卿記』文明十三年十月二日条の月次外様和漢聯句御会の記事には「右衛門督新衆也」とある。

⑥④　『親長卿記』文明十三年十月二日条の月次外様和漢聯句御会の記事には「宣親朝臣新衆也」とある。

⑥⑤　『宣胤卿記』延徳元年八月七日条に「又、和長、章長、隔月為執筆可参之由、今度被定。仍今日和長勤執筆」とある。

⑥⑥　『後法興院記』文明十四年九月七日条。

⑥⑦　「こか（久我）の中納言このにんずうに（外様和漢聯句御会）はしめてしこう、二色二かまいる。御くわい（御会）はてて、さか月まいる」（『お湯殿の上の日記』文明十六年八月二十一日条）とあり、参加に当たっては天皇への礼をしていることから、自ら参仕を望んだものと思われる。父久我通博が前年死去しており、その関係もあって後継連衆として参加したのであろう。

⑥⑧　文明十五年三月七日初参。同日条『実隆公記』参照。

⑥⑨　『親長卿記』文明十七年四月七日条、参加者列挙のなかで「日野一位、資綱今日初参也、年来有参仕之望歟、仍被召了」とある。

⑦⓪　冷泉永宣がいるが、高倉支流であって、御子左家の流れを汲むものではない。

⑦①　久我が「出京」していた為に延引。『十輪院内府記』文明十三年八月二十日条。

⑦②　『後法興院記』同日条。「余断酒精進之間、可不参由申入處、不可苦、可参申由被仰出間、令祗候」とある。

⑦③　「余自去月七日至来八月十三日断酒精進也。然間御前之儀自由ニ可被思召間、不可参内之由、内々以伯民部卿申入處、彼卿以長橋局伺申處、断酒精進被聞召其分可被仰付間、可来申云々。仍祗候處一献砌、可飲酒由被仰下、聊故障之由再三入訖。愚意分自兼日申請間其分覚悟處、於精進事被聞召、断酒事無御存知云々。長橋局不被申届歟云々。不運至極、凡迷惑之外無他也。付書状於長橋局申子細了」（『後法興院記』文明十四年閏七月二十二日条）

⑦④　『後法興院記』には「わび入れ」の記事がまったくない。しかし、天皇側近たる『親長卿記』の記事の信憑性は高いと考えられる。和漢聯句開始の際の記事も、政家は禁裏からの「仰」としているが、中御門宣胤が「頻りに懇望」としているように、政家の記述と他公家の日記の記述は必ずしも一致しない。政家の意図と天皇周辺の公家からの印象はかみあわず、天皇との「距離感」が感じられる。

⑦⑤　文明十五年十月七日には触穢により山科言国が欠席。唐橋在数一人が出仕。吉田兼致が借り出された。『実隆公記』同日条参照。

⑦⑥　「又御膳役奏、宣秀、守光、隔月可参之由、同今度被定、仍今日宣秀所参也」（『宣胤卿記』延徳元年八月七日条）

⑦⑦　『日本国語大辞典』。内々と外様の意義に関しては秋山喜代子「中世の「表」と「奥」」（五味文彦編『中世の空間を読む』　吉川弘文館　一九九五）で空間としての「奥」＝内々の意義に関して考察しているが、連句文芸御会における「内々」の意義はまた別の意義で使用されている。

⑦⑧　朝倉尚「禁裏月次連歌連句活動と禅僧」（『連歌と中世文芸』角川書店　一九七六）所収。

⑦⑨　延徳二年までの主要資料は『大日本史料』に所載。それ以降は『実隆公記』などに記載が多い。

⑧⓪　『宣胤卿記』延徳元年八月五日条

⑧①　朝倉尚「蘭坡景茝小論」（『国文学攷』四八号）

⑧②　『御湯殿の上の日記』文明十年十二月三日を初見とする。講釈は文明十五年まで続く。

⑧③　朝倉尚『宗山等貫、就山永崇』（清文堂　一九九〇）。とくに途中退出、

途中参加が認められていたことを指摘している。

⑧④ 朝倉尚「禁裏月次連歌連句活動と禅僧」（『連歌と中世文芸』（角川書店　一九七六）所収）。

⑧⑤ 朝倉尚『宗山等貴、就山永崇』（清文堂　一九九〇）

⑧⑥ 『実隆公記』文明十八年二月十日条の割注には「忠富卿子、行蔵庵、建仁寺僧也」とある。朝倉尚「禁裏聯句連歌御会と禅僧」（『連歌と中世文芸』（角川書店一九七六）所収）に詳しい。

⑧⑦ 『実隆公記』明応七年九月十日条の割注には「大光明寺大通院主、故庭田贈内大臣子息也。今日初参」とある。朝倉尚「禁裏聯句連歌御会と禅僧」（『連歌と中世文芸』（角川書店　一九七六）所収）に詳しい。

⑧⑧ 明応四年の申沙汰は以下の通り。『実隆公記』『後法興院記』で確認。二月（勧修寺教秀・中院通世）三月（惣次）四月（後土御門天皇）五月（近衛政家）、六月～八月は中断。九月（西園寺実遠）十月（久我通豊）、十一月は中止、十二月（徳大寺実淳）。

⑧⑨ 「惣次」の申沙汰は分担金をめぐって混乱しているので、これ以上の負担を求めるのは無理があるものと考えられる。

⑨⓪ この事件に関しては、先行研究は数多くあるが、特に公家社会内部の問題として湯川敏治「唐橋在数事件顛末」『戦国期公家社会と荘園経済』（続群書類従完成会　二〇〇五）をあげておく。

⑨① 『後法興院記』明応五年二月十六日条所載女房奉書では「せつかい（殺害）の御さいくわ（罪科）にけつかん（欠官）候はんする事は御ゆうたう（有道）の儀にて候はんするとおほしめし候よし申候へく候」（括弧内は引用者註）と解官を主張した。

⑨② 「仰趣無豫儀候、雖然摂家弁官事者、是又未曾有之儀候間、於此時及率爾之儀候者、後難無勿躰存候間、不残心底申入愚存分候」（『後法興院記』明応五年二月十七日条）

⑨③ 結局は政家の意見通りに勅勘による出仕停止になった。

⑨④ 当時菅原氏は四家あったが、唐橋・五条は内々、高辻・東坊城は外様であった。

⑨⑤ 拙稿「後土御門天皇期における猿楽興行の諸様相～公家集団の申沙汰を中心に～」『藝能史研究』一六九号

⑨⑥ 式日開催ではないが、御会の様相が詳しくわかる史料をあげておく。「一、禁裏内、御会之間、シタ、メヲイソカセ早参畢、ヤカテ御連歌ハシマル也、御学問所ニテ在之、御人数御三間祇候也、親王御方御出座、其外祇候衆、按察、予言、万里小路中納言、甘露寺中納言発句被申、永宣朝臣、賢房、為学執筆、其餘各不参、御連歌半ニ御銚子被出畢」（『言国卿記』明応七年二月十六日条）。

⑨⑦ 御湯殿上日記研究会『御湯殿の上の日記の研究』（平文社　一九七三）に初心連歌が明応五年から二年間行われたことのみ記載。月次内々連歌御会との関連には言及せず。

⑨⑧ 『伯家五代記』「忠富王記」明応七年七月四日条によると、発句をつとめた忠富王は酒肴を献じた。おそらく慣例となっていたのであろう。

⑨⑨ 明応六年三月十日に行われ、延引された六月二十六日には「十日延引」（『実隆公記』同日条）の割注がある。また、『実隆公記』においては、明応五年八月四日から「内々和漢」という呼称ではなく、単に「和漢」と記される。

⑩⓪ この御会は明応六年には連衆を明示する史料が無い。『御湯殿の上の日記』の記録をたどると、五月四日から式日が定まったことが確認される。

⑩① 酒井信彦「〈研究報告〉『後水尾院当時年中行事』の性格と目的」『東京大学史料編纂所紀要』七号

⑩② 伊藤敬「『公宴続歌』―十五・十六世紀和歌史稿―」『室町時代和歌論考』（新典社　二〇〇五）

⑩③ 酒井信彦「応仁の乱と朝儀の再興」『東京大学史料編纂所紀要』五号

⑩④ 不定期に開催される連歌や義政の参内時に連歌が開催される場合もあったが、武家は月次会にはまったく関与しない。本稿では紙幅の関係上考察しなかったが、文明十三年以降に年一～二回開催された千句連句文芸御会においてもまったく武家は参加がみえない。詳細は別項を予定。

⑩⑤ 註16～18同

⑩⑥ 明石治郎「後土御門天皇期における伝奏・近臣」羽下編『中世の政治と宗教』吉川弘文館　一九九四

年	月	日	後土御門天皇	勝仁親王	伏見宮邦高親王	葉室教忠	庭田雅行	勧修寺教秀	中御門宣胤	三条西実隆	中山宣親	甘露寺親長	勧修寺経茂	白川忠富	姉小路基綱	田向重治	肖柏	西洞院時顕
禁裏小番（長享二年十月番文）						外様	内々	外様	外様	内々	外様	内々	外様	内々	外様	外様		外様
延徳元年	1	25	○	○		○		○	○			○	○	○	○			○執筆
	2	25	○	○		○		○	○		○			○	○			
	3	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	4	24	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	5	25	○	○				○	○	○	○	○	○	○		○		
	7	25	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○			○執筆
	8	25	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○			○執筆
	9	25	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○		○	○執筆
	10	25	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○			
	11	25																
	12	25																

年	月	日	唐橋在数	五条為学	宗巧	源富仲（五辻）	綾小路俊量	飛鳥井雅親	高倉永継
禁裏小番（長享二年十月番文）			内々	内々		内々	内々		
延徳元年	1	25	○		○				
	2	25			○				
	3	25	○執筆				○		
	4	24	○	○執筆	○	○			
	5	25		○執筆		○			
	7	25		○	○				
	8	25		○	○			○	
	9	25			○				○
	10	25		○執筆	○				
	11	25							
	12	25							

表１　延徳元年　連歌御会と禁裏小番の関係

内々と外様がともにあらわれる初見（『実隆公記』長享２年10月４日条所収）の番文による。
連衆は『大日本史料』第８編26巻所載史料により判明。

年	月	日	備考	後土御門天皇	勝仁親王（後柏原天皇）	伏見宮邦高親王	仁和寺宮道永法親王	勧修寺宮常信法親王	就山永崇	万松等貫	庭田雅行	中御門宣胤	三条西実隆	四辻季経	滋野井教国	正親町三条公兼	綾小路俊量	甘露寺元長
禁裏小番（長享二年十月番文）											内々	外様	内々	内々	内々	内々	内々	内々
延徳元年	1	30																
	2	12		○	○	○			○	○	○		○		○	○	○	
	3	12		○	○	○頭	○		○	○	○		○		○	○	○	○
	4	12	和歌のみ確認															
	5	12			○	○	○頭	○			○			○			○	
	6	12		○	○	○	○	○頭	○	○			○		○		○	
	7	17		○	○	○	○	○	○頭	○	○		○	○				○
	8	12		○	○	○	○		○	○頭		○	○	○	○		○	○
	9	12		○	○	○			○	○	○頭		○	○		○頭	○	○
	10	12		○	○	○	○		○		○	○頭	○		○		○頭	○
	11	12			○		○	○	○		○		○頭		○		○	×頭
	12	12		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○頭		○	

年	月	日	白川忠富	中山宣親	山科言国	勧修寺経郷	田向重治	薄以量	庭田重経	唐橋在数	万里小路賢房	冷泉永宣	源富仲（五辻）	菅原為学
禁裏小番（長享二年十月番文）			内々	外様	内々		外様	内々	内々	内々	内々		内々	内々
延徳元年	1	３０日												
	2	１２日	○	○	○		○	○	○	○	○	○執筆		○
	3	１２日	○		○		○	○	○			○		○執筆
	4	１２日												
	5	１２日	○			○	○						○	○執筆
	6	１２日	○		○		○	○		○		○執筆	○	
	7	１７日	○		○	○	○	○	○					○執筆
	8	１２日	○		○	○	○		○					○執筆
	9	１２日	○頭		○		○	○	○			○執筆		○
	10	１２日	○			○	○頭		○					○執筆
	11	１２日				○	○	×頭		○				
	12	１２日	○		○頭	○	○	○						○執筆

表２　延徳元年　親王月次御会と禁裏小番の関係

内々と外様がともにあらわれる初見（『実隆公記』長享２年10月４日条所収）の番文による。
連衆は『大日本史料』第８編26巻所載史料により判明。

年	月	日	後土御門天皇	勝仁親王	葉室教忠	勧修寺教秀	中御門宣胤	三条西実隆	勧修寺経茂	中山宣親	姉小路基綱	高辻章長	東坊城和長	吉田兼致	五条為学	正親
禁裏小番（長享二年十月番文）					外様	外様	外様	内々	外様	外様	外様	（外様）父が勤める	外様	外様	内々	
延徳元年	1	17	○	○	○	○	○		○		○	○執筆	○	○		
	2	6	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	
	3	7	○	○	○	○	○	○	○		○	○執筆	○	○	○	○
	4	19	○	○	○		○	○	○		○	○			○	
	5	10	○	○	○	○	○	○	○		○	○執筆		○	○	○
	6	19	○	○		○	○	○	○			○	○執筆	○	○	○
	7	21	○	○		○	○	○	○		○	○執筆			○	○
	8	5	○	○		○	○	○	○		○	○	○執筆		○	○
	9	5	○	○			○	○	○	○	○	○			○執筆	
	10	5	○	○		○	○	○		○	○	○執筆			○	○
	11	5	○	○		○	○	○	○		○	○	○執筆		○	
	12	5														

表 3　延徳元年　内々和漢と禁裏小番の関係

内々と外様がともにあらわれる初見（『実隆公記』長享 2 年10月 4 日条所収）の番文による。
連衆は『大日本史料』第 8 編26巻所載史料により判明。

明応七年	月	日	備考	史料	後土御門天皇	勝仁親王	二宮尊敦親王（不遠院宮）	松木宗綱	綾小路俊量	山科言国	勧修寺経郷	甘露寺元長	白川忠富
禁裏小番								内々	内々	内々	外様	内々	内々
	1	20		お湯殿	○	○							
	2	16		言国	○	○			○	○	○	○	
	3	4		言国	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	2		言国	○	○			○	○	○	○	
	5	4		お湯殿	○								
	6	4		言国	○	○	○		○	○	○	○	
	7	4	くじ引きで左右にわける。左連歌＝L 右和歌＝R	言国	○L	○R			○R	○R	○L	○L	○L
	8	4		お湯殿									
	9	2		言国	○	○	○			○	○	○	
	10	14		言国	○	○			○	○	○		
	閏10	4		言国	○	○			○	○	○	○	○
	11	6		お湯殿									
	12	2		言国	○	○			○	○	○	○	

明応七年	月	日	庭田重経	田向重治	広橋守光	五辻富仲	姉小路済継	五条為学	冷泉永宣	万里小路賢房	中御門宣秀
禁裏小番			内々	外様	内々	内々	外様	内々		内々	外様
	1	20									
	2	16						○執筆	○	○	
	3	4	○			○	○	○執筆			
	4	2	○		○		○		○	○	
	5	4									
	6	4	○			○	○執筆	○			
	7	4	○L	○R			○R 執筆	○L 執筆		○L	○R
	8	4									
	9	2				○	○執筆	○	○		
	10	14				○	○	○	○執筆	○	
	閏10	4					○執筆	○	○	○	
	11	6									
	12	2	○		○		○執筆	○	○		

表 4　月次内々連歌御会

内々小番は『実隆公記』明応五年五月二十六日条の番文による。
外様は『実隆公記』長享二年十月四日条の番文による。
史料は言国＝『言国卿記』、お湯殿＝『お湯殿の上の日記』